

# 一般廃棄物最終処分場維持管理計画

最終処分場の運営にあたっては、環境省令で定める「一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準」を遵守し、安全面、衛生面等に細心の注意をはらい、適切な維持管理を行う。

## 1. 搬入管理

### (1) 受付管理

#### ① 受入基準の設定

一般廃棄物及び産業廃棄物の受入可能な廃棄物の種類、寸法・形状、性状（含水率、熱灼減量等）を設定し、町民、事業者に広く周知する。

#### ② 搬入時監視

搬入車両の誘導等、場内の交通安全管理を徹底する。

搬入時監視は、町が自ら廃棄物を収集し最終処分場に搬入する車両以外の全ての車両について行う。搬入時監視は、基本的に管理人による聞き取り、目視で行うが、状況に応じて抜き取り検査を行う。廃棄物に違反物が見つかった場合には、注意及び持ち帰りの指示等の指導を行う。

#### ③ 搬入記録の管理

計量機による搬入量の計量を行う。

受け入れた廃棄物の情報（搬入年月日、業者名、車種、廃棄物の種類、重量等）について、伝票の発行及び集計（日報、月報）を行うとともに、データベースを作成して管理する。

## 2. 施設・設備の維持管理

### (1) 貯留構造物

貯留構造物（土堰堤）が崩壊しないよう、以下のような管理を行う。

#### ① 貯留構造物の点検

貯留構造物の外観形状の変化（法面の崩落、亀裂、膨潤、侵食、堤体からの漏水、植生状況等）について、定期的（月1回）に点検を実施し、異常の早期発見に努める。異常が発見された場合は、堤体の水平変位、鉛直変位（沈下）、堤体内の間隙水圧等の詳細調査を行い、補修の必要性の有無や補修方法を検討する。

また、地震、豪雨等の異常気象発生時及び融雪期には必ず臨時点検を実施し、異常があれば必要な措置をとる。

#### ② 地山（基礎地盤）の点検

地山からの漏水、地山の崩壊等の有無について、定期的（月1回）に点検を実施し、異常の早期発見に努める。異常が発見された場合は、地山の支持力等の詳細調査を行い、補修方法を検討する。

また、地震、豪雨等の異常気象発生時及び融雪期には必ず臨時点検を実施し、異常があれば必要な措置をとる。

#### ③ 貯留構造物への外部荷重の確認

堤体への土砂の堆積状況、埋立地内水位について定期的（月1回程度）に観測し、記録する。

## (2) 遮水工

埋立作業などに対する遮水工の損傷防止のため、以下のような管理を行う。

### ① 遮水工露出部の点検

遮水工が露出している部分（法面）では、日常的に目視により、保護マットの膨らみや凹みの有無を確認する。異常のある場所を見つけたら、保護マットをはがしてシートを点検する。シートに損傷部が認められれば速やかに補修する。

また、地震、豪雨等の異常気象発生時及び融雪期には必ず臨時点検を実施し、異常があれば必要な措置をとる。

### ② シート固定工の点検

日常的に目視により、シート固定工のずれや破損を確認する。異常が認められれば、速やかに補修する。

また、地震、豪雨等の異常気象発生時及び融雪期には必ず臨時点検を実施し、異常があれば必要な措置をとる。

### ③ 法面部への保護土の敷設

廃棄物を埋め立てる前に遮水工露出部（法面）に保護土を敷設する。保護土の敷設は良質土をもって、埋立の進行とともに進行する。

## (3) 雨水集排水設備

機能保持のために以下のような管理を行う。

### ① 雨水集排水溝の点検

不等沈下による破損、落葉や土砂の堆積、水路接続箇所の損傷等を定期的（月1回程度）に目視で点検する。また、降雨時には流下状況を点検する。異常があれば、速やかに土砂の除去や補修を行う。また、地震、豪雨等の異常気象発生時及び融雪期には必ず臨時点検を実施し、異常があれば必要な措置をとる。

### ② 埋立地表面集排水の点検

最終覆土施工後の区画について表面水の雨水集排水溝への流出状況の確認を行う。

## (4) 浸出水集排水設備

機能保持のために以下のような管理を行う。

### ① 集排水管設備の点検

埋立開始時には、集排水設備を日常的に目視で損傷の有無を確認する。また、フィルター材（被覆材）の成形を保持する。

### ② 集排水能力の確認

浸出水量と降水量の関係を日常的に把握するとともに、埋立地内水位を観測し、集排水管の集排水能力を確認する。

### ③ 移送ポンプ井・原水ポンプ井の点検

移送ポンプ井・原水ポンプ井の漏水の有無及び点検蓋・タラップの腐食や損傷を定期的（月1回程度）に確認し、異常があれば補修する。

また、ポンプ井内の土砂の堆積状況を確認し、随時土砂を除去する。

ポンプの送水能力を随時確認するとともに、ポンプの定期的な点検（絶縁抵抗等の測定、軸

の変形、軸受けの磨耗の確認等)を行い、必要に応じて補修や交換を行う。

#### (5) 浸出水調整池

機能保持のために以下のような管理を行う。

##### ① 遮水工の点検

日常的な遮水シートを目視点検や貯水量の系時変化の観測により漏水の早期発見に努める。また、地震、豪雨等の異常気象発生時及び融雪期には必ず臨時点検を実施し、異常があれば必要な措置をとる。

##### ② 土砂の堆積状況の確認

定期的(月1回)に土砂の堆積状況を確認し、適宜除去する。また、落葉の除去も随時行う。

##### ③ 攪拌状況の確認

攪拌状況を日常的に確認する。また、攪拌装置の定期的な点検(絶縁抵抗等の測定、軸の変形、軸受けの磨耗の確認等)を行い必要に応じて補修や交換を行う。

#### (6) 浸出水処理施設

浸出水は、長期的には水質変動が大きく、季節的には水量変動が大きいという特性をもつ。したがって、その時々に適した操作条件を設定した運転管理を行う。

また、処理施設の処理機能を安定的に維持するため、以下のような管理を行う。

##### ① 処理工程別の処理状況の点検

###### ・生物処理工程

攪拌状況、発泡状況、溶存酸素濃度等を日常的に点検する。また、定期的(月1回程度)に生物膜の付着状況を確認し、必要に応じて逆洗を行う。損傷の有無についても定期的(月1回程度)に点検する。

###### ・凝集分離工程

フロックの形成状況を日常的に点検し、状況に応じて薬品注入量を調整する。また、薬品を残量に応じて随時補充する。

沈殿槽のスカム発生状況、上澄水の色相・透明度を点検する。

###### ・高度処理工程

処理水の状況(ろ過砂や活性炭粒の混入、色相・透明度)及び砂ろ過塔、活性炭吸着塔の圧力損失を日常的に点検する。状況に応じて、砂ろ過材、活性炭の交換、逆洗サイクルの調整を行う。

##### ② 施設・設備の点検

###### ・各種機器の点検

ポンプ、送風機、脱水機等の電動機器の電流値、吐出圧、騒音・振動の状況及び計測機器の作動・指示状況について日常的に点検する。また、定期的な点検(絶縁抵抗等の測定、軸の変形、軸受けの磨耗の確認等:年1回)を行い、必要に応じて補修や交換を行う。計測計器については、定期的(年1回)に動作試験・校正を行う。

###### ・処理水槽、配管類の点検

日常的に処理水槽の漏水や損傷の有無、配管類の漏水や凍結の有無を点検し、異常の早期発見に努める。異常が認められれば、速やかに補修する。

また、地震、豪雨等の異常気象発生時及び融雪期には必ず臨時点検を実施し、異常があれば必要な措置をとる。

#### (7) ガス抜き設備

定期的（月 1 回程度）にガス抜き設備の損傷の有無、ガスの発生状況、ガス抜き設備以外の埋立地表面からのガスの吐出の有無、埋立地周辺の草木等の生育状況を点検する。異常が認められれば補修や増設を行う。

ガス抜き設備の損傷防止のため、縦方向のガス抜き設備は埋立の進捗に合わせて継ぎ足していく。

#### (8) その他関連設備

搬入道路入口には門扉を設け、廃棄物の受入時間帯以外は閉鎖する。

人の立ち入る危険性がある箇所（埋立地、浸出水調整池、原水ポンプ井）は、フェンスで囲う。

埋立地や浸出水調整池等のフェンスについては、日常的に点検をし、損傷箇所が発見された場合は速やかに補修する。

また、最終処分場への進入路の入り口に設置する立札、門についても日常的に点検をし、損傷箇所が発見された場合は速やかに補修する。なお、立札は基準省令に基づくものとし、表示内容に変更が生じたときは随時書換え等の必要な措置を講ずる。

### 3. 埋立作業管理

#### (1) 埋立場所管理

廃棄物の種類ごとに大まかな埋立場所を決め、その廃棄物の荷下ろし場所を指示し、搬入車両の誘導を行う。廃棄物の埋立場所は記録し、保存する（これにより、ある廃棄物が問題になったとき、その廃棄物の埋立位置が明らかなので掘り起こすなどの措置が容易に行えることになる）。

#### (2) 埋立セルの造成

搬入車両からダンピングされた廃棄物をブルドーザ、パワーショベルにより、敷き均し、破碎、転圧を行い、1 日単位で廃棄物塊（セル）を造成する。

なお、焼却残渣等飛散しやすい廃棄物は、強風の時は埋立作業を行わない、散水しながら作業を行うなどの措置をとる。

#### (3) 覆土施工

1 日の埋立作業終了時には、臭気の発散防止、衛生害虫獣の繁殖防止等の観点から覆土（即日覆土）を励行する。覆土の施工にあたっては、埋立法面の崩壊が生じない勾配を確保し、崩壊が生じた箇所は速やかに修復する。

また、廃棄物層が一定の厚さ（概ね 3m）に達したら即日覆土を厚くして中間覆土とする。

#### (4) 残余容量の管理

残余容量について定期的（1 年に 1 回）に現地測量により調査し、記録・保存する。

(5) ネズミ、ハエ等の衛生害虫に対する措置

ネズミ、ハエ等が発生しないよう、即日覆土を励行するが、状況に応じては殺虫剤等の薬剤の散布を行う。

(6) 作業従事者への教育（安全管理）

最終処分場の安全管理のため、埋立地内の交通安全、埋立作業の安全確保、作業従事者の健康管理について必要な事項を定めた作業マニュアルを策定し、作業従事者に対して必要な教育を行う。

#### 4. 環境管理

(1) 放流水（処理水）及び浸出水モニタリング

放流水の水質を定期的に測定し、厚生省令等の排水基準との適合性を確認し、異常の早期発見に努める。異常があれば、処理水の放流を停止し、速やかに原因を調査し、機能の回復を図る。

また、浸出水の水質は浸出水処理施設の適正管理や処理機能の確認のために必要な要素であるとともに、埋立地の安定化を評価する重要な情報となるため、放流水同様、定期的（月1回）に水質検査（pH、BOD、COD、SS、T-N、大腸菌群数）を行う。

(2) 地下水モニタリング

埋立開始前に、埋立地の上流2箇所（1箇所は第2期埋立地と兼用）、下流1箇所の地下水観測井より採取した地下水について測定を行い、現況の水質状況（バックグラウンド値）を把握する。

埋立開始後は、同じ地下水観測井より採取した地下水の水質検査を定期的に行い、水質状況を観測する。

なお、地下水位がどうしても採水できない場合には、地下水集排水設備により排水された地下水の水質検査を行う。

地下水の塩化物イオン濃度、電気伝導率を定期的（月1回以上）に測定し、異常が認められた場合（上流、下流の観測井で有意差がある）は、廃棄物の搬入を停止し、地下水検査項目の測定頻度を上げ、浸出水による地下水汚染の可能性を明らかにする調査を速やかに行う。

(3) 放流河川モニタリング

放流河川の下流域での水利用はないが、放流水が放流河川に与える影響を適確に把握しておく観点から、定期的（月1回）に放流河川の水質検査（pH、BOD、COD、SS、DO、T-N、大腸菌群数）や水生動物等の棲息状況の観測を行う。

(4) 悪臭モニタリング

住居との離隔距離が長いですが、気象条件（風向・風速、気温、湿度）によっては、悪臭が住居に達する恐れがないとはいえません。周辺の生活環境に与える影響を適確に把握しておく観点から、住居側の敷地境界線において、定期的（年1～2回、春季、夏季）に臭気濃度、悪臭物質濃度の測定を行う。

また、苦情が出された場合はその都度、測定を行い、改善策を検討する。

(5) 騒音・振動モニタリング

住宅地との離隔距離が長く、騒音・振動が住宅地に影響を与える可能性は低いため、基本的に測定は行わないが、日常的に巡回監視によって重機の作業音等を確認する。